

計画改定の背景

- 現行計画は、コロナ禍・能登半島地震によるこどもたちの心身の影響に配慮し、計画を2年間延長し、この期間で計画を見直す
 - ・ 計画期間：平成28年度～令和6年度 → 令和8年度
 - ・ 休園基準：入園見込み児童数が10人未満 → 画一的な対応をとらない
- 現行計画以降の保育園をめぐる状況（年表）

年月	出来事・社会情勢の変化	保育現場および計画への影響・視点
平成30（2018）年 4月	保育所保育指針の改定	約10年ぶりに改定され、乳幼児期の教育・保育の一体的な提供、3歳未満児の保育の充実・幼児教育で育みたいこどもの姿の明確化など、保育の「質の向上」が強く求められる契機となった。
令和元（2019）年10月	幼児教育・保育の無償化の開始	3歳から5歳児クラス等の利用料が無償化され、保護者の費用負担が軽減。これに伴う保育ニーズの動向や利用希望の変化への対応が必要となった。
令和2（2020）年～	新型コロナウイルス感染症への対応	登園自粛要請、施設の消毒や衛生管理の徹底など、現場の負担が増大。同時に、感染症対策を踏まえた安全・安心な保育環境の確保（施設のゆとりや換気設備等）の重要性が再認識された。
令和5（2023）年 4月	こども家庭庁の設置	「こどもまんなか社会」の実現に向け、縦割り打破による子ども・子育て支援の強化が本格化。加賀市としても、国の施策と連動した総合的な児童福祉・保育体制の構築が求められる。

計画策定の経過

【見直しの方向性】

- 地域ごとの人口動態等を分析し、保育ニーズに必要な保育施設の適正配置
 - 「こどもの探究活動の深化」「学びの質の向上」の保障と保育環境や保育の質の確保
 - 建物の老朽化や土砂災害警戒区域状況、保育士等の確保、法人立保育園との役割分担等
- 保護者アンケートの実施（【調査期間】令和8年4月10日～4月20日）
 - 保育者のヒアリング（5月中）
 - 法人立保育園との協議（5月1回開催、以後2回程度）

計画期間

令和 8 年 9 月から令和 12 年度まで

5年度計画とした理由

社会情勢の変化や少子化の推計の補正に対応するとともに、小中学校のあり方検討及び次期こども計画との整合性を図る。

骨子案

加賀市公立保育園再編基本計画		加賀市公立保育園再編基本計画（改定版）	
第Ⅰ章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画期間	第Ⅰ章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画の策定プロセスと位置づけ 3 計画期間
第Ⅱ章 加賀市の保育園の変遷	1 加賀市の保育園の変遷	第Ⅱ章 加賀市の保育園の変遷	1 加賀市の保育園の変遷
第Ⅲ章 公立保育園を取り巻く 現状と課題	1 公立保育園の現状と課題	第Ⅲ章 加賀市の保育を取り巻く 現状と課題	1 公立保育園の現状と課題
	(1) 人口・出生数・合計特殊出生率		(1) 人口・出生数・合計特殊出生率
	(2) 地区別の就学児童数		(2) 地区別（全体）の就学前児童数
	(3) 保育園の入園児童数		(3) 公立・法人立保育園等の入園児童数
	(4) 公立保育園の状況		(4) 公立・法人立保育園等の状況
	(5) 公立保育園の保育士数		(5) 公立保育園の保育士数
	(6) 公立保育園の運営費		(6) 公立保育園の運営費
	(7) 公立保育園の施設の状況		(7) 公立保育園の施設の状況・災害警戒区域状況
	(8) 小規模保育園の抱える課題		(8) 小規模保育園の抱える課題
	2 公立保育園の休園基準について		
(1) 公立保育園運営の休園基準			
(2) 公立保育園の今後の運営説明			
		第Ⅳ章 公立保育園の役割	1 公立保育園の役割 2 法人立保育園等と協働で行うこと
第Ⅳ章 再編の実施方針について	1 再編の実施方針	第Ⅴ章 再編の実施方針	1 再編の実施方針 2 公立保育園の休園基準等について
第Ⅴ章 再編の標準的な手順及び 具体的なスケジュール	再編の標準的な手順及び 具体的なスケジュール	第Ⅵ章 再編の標準的な手順及び 具体的なスケジュール	1 再編スケジュール 2 具体的な再編スケジュール

Ⅲ 現状と課題

1 現行計画の期間中、急激な少子化の進行

現行計画の期間中において、当初の想定を超えるペースで少子化が進行し、未就学児数が大幅に減少している。これに伴い、こどもたちが成長過程で必要とする「集団の中での経験」を、各園において今後どのように保障していくかが課題である。

2 公立保育園施設の老朽化

加賀市公共施設マネジメント基本方針において、鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数は47年～50年とされている中、公立保育園の多くが築50年前後を迎えている。

今後、施設の老朽化への対応や安全性の確保に加え、大規模改修や建替えに伴う多額の更新コストへの対応が課題となっている。

3 保育資源の過剰供給

こどもの減少に対して保育の受け皿が過剰となる「過剰供給」の傾向が進行している。地域全体の保育の質と安定性を維持するためには、公立保育園の数や定員数の見直しを行い、法人立(民間)保育園との適切な役割分担やバランスの調整を図る必要がある。

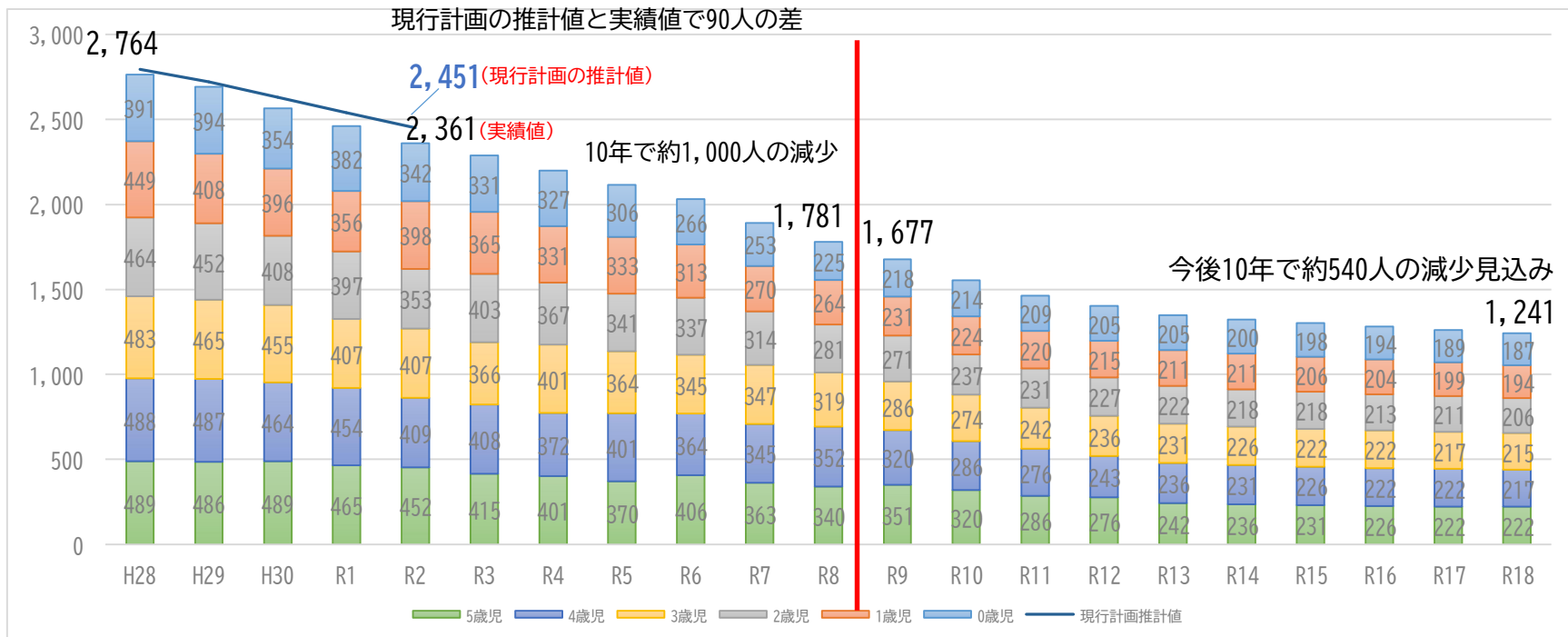
Ⅲ 現状と課題

就学前児童数の推移

1 現行計画の期間中、急激な少子化の進行

(単位：人)

各年4月1日時点



令和9年以降はコーホート変化率法(※)により算出

※同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

Ⅲ 現状と課題

国の方針

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

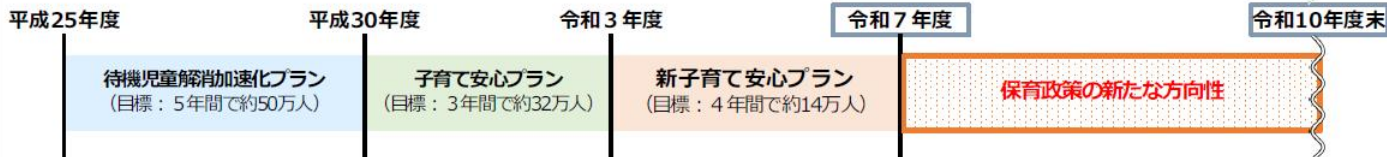
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援ツールの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

Ⅲ 現状と課題

2 公立保育園施設の老朽化

加賀市公共施設マネジメント基本方針(資料編)より

参考) 建物の耐用年数(抜粋)

構造	用途	耐用年数	建物例
鉄筋コンクリート造	会館・本館	50年	大聖寺地区会館等
鉄筋コンクリート造	校舎・園舎	47年	大聖寺保育園、錦城小学校等
鉄骨造	校舎・園舎	34年	錦城中学校、作見小学校等
鉄骨造	倉庫・物置	31年	庁舎倉庫等
木造	倉庫・物置	15年	大聖寺水防倉庫等

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令により分類)

公立保育園施設名		大聖寺	錦城	橋立	スワトン	作見	動橋	加陽	庄	勅使	東谷口	河南	山中中央	
保育園の状況 施設の状況	床面積(m ²)	911.95	618.33	857.18	1,031.42	1017.22	1144.5	587.48	735.57	659.5	521.02	771.05	803.53	
	構造 ※1	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	RC造・1F	S造・1F	木造・1F	RC造・2F	RC造・1F	
	建築年次	S63	S62	S48	R2	S50	S50	H7	S52	S50	H10	S51	S50	
	建築経過年数(年) <small>令和8年現在</small>	38	39	53	5	51	51	31	49	51	28	50	51	
	耐震判定 ※2	○	○	○	—	○	○	○	○	○	△	○	○	○
	その他の補強 ※2	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受入年齢	2歳～	2歳～	4ヵ月後～	4ヵ月後～	2歳～	4ヵ月後～	4ヵ月後～	2歳～	2歳～	2歳～	2歳～	1歳～	2歳～
	前回、大規模改修実施年次	—	—	H24	—	H28	H28	—	—	—	—	—	—	H29

※1 構造:RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

※2 耐震判定/その他の補強:○ 建築物の構造が新基準のもの/旧基準であり、補強改修済みのもの/旧基準であり、耐震判定が基準値を満たすもの

△ 旧基準であり、耐震判定が基準値を満たさないもの

Ⅲ 現状と課題

保育園運営コスト

平成26年度(2014)・・・公立17園

	最小規模園	最大規模園
児童数	11人	154人
1人当たりのコスト	2,161千円	858千円

一人当たり平均コスト
1,159 千円



約1.6倍

令和6年度(2024)・・・公立12園

	最小規模園	最大規模園
児童数	12人	153人
1人当たりのコスト	3,058千円	1,280千円

一人当たり平均コスト
1,837 千円

内訳) 令和6年度決算額

(金額単位：千円)

	大聖寺	錦城	庄	勅使	東谷口	作見	動橋	橋立	加陽	山中中央	河南	スワン
児童数	16人	17人	20人	13人	12人	15人	153人	41人	75人	29人	34人	76人
人件費	38,605	36,352	36,887	33,881	32,031	37,048	175,072	76,573	106,935	59,234	62,788	119,664
施設関連・管理・運営費	3,398	3,094	4,478	3,270	3,107	3,655	6,759	5,525	5,448	3,228	3,633	6,685
その他	2,100	1,645	2,159	1,481	1,561	1,906	13,961	4,204	9,549	3,304	4,718	6,446
計	44,103	41,091	43,524	38,632	36,699	42,609	195,792	86,302	121,932	65,766	71,139	132,795

※人件・調理委託・派遣費

※施設関連費（光熱費、施設保守・点検費、建物保険料など）・管理・運営費（嘱託医報酬、事務費、電話・ネット・コドモン使用料など）

※その他【食材費、教材・備品費（施設備品、給食備品など）、修繕・改修費（照明修繕、外壁修繕など）】

Ⅲ 現状と課題

3 保育資源の過剰供給

令和7年10月時点

(単位：箇所) 【参考】 (単位：人)

	公立		法人		合計	0～5歳の人口
	保育園	認定こども園	保育園	認定こども園		
金沢市	13(1休所)	—	15	113	141(1休所)	17,017
七尾市	—	1	—	17	18	1,077
小松市	1	3	1	34	40	4,469
輪島市	4(3休所)	—	3	2	9(3休所)	335
珠洲市	—	3(2休園)	—	—	3(2休園)	168
加賀市	12	—	8	6	26	1,842
羽咋市	2	—	2	3	7	536
かほく市	—	8	1	4	13	1,999
白山市	6	1	6	24	37	4,958
能美市	—	12	—	3	15	2,203
野々市市	4	—	1	13	18	2,806

Ⅲ 現状と課題

公立・法人立の入園児童数推移及び推計

(単位：人) 各年4月1日時点

- R18年度まで全体児童数に占める法人立の入園児童数の割合が現状と同様に推移した場合 (R8法人：全体の74%)

	R4	R5	R6	R7	R8		R13		R18
公立	504	478	471	434	407		305		281
法人	1,305	1,278	1,246	1,193	1,147	→	867	→	799
合計	1,809	1,756	1,717	1,627	1,554		1,172		1,080
就学児前児童	2,199	2,115	2,031	1,892	1,781		1,347		1,241

- 全体児童数に占める入園児童数の割合が、R13年度では公立2割/法人立8割、R18年度では公立1割/法人立9割で推移した場合

	R4	R5	R6	R7	R8		R13		R18
公立	504	478	471	434	407		222		130
法人	1,305	1,278	1,246	1,193	1,147	→	950	→	950
合計	1,809	1,756	1,717	1,627	1,554		1,172		1,080
就学児前児童	2,199	2,115	2,031	1,892	1,781		1,347		1,241

IV 1 公立保育園の役割（案）

■ 安定かつ質の高い保育・教育の提供体制を構築

公立保育園は、加賀市が目指す「創造的学び」を実践・牽引する中核としての役割を担います。こどもたちの主体性や豊かな探究心、創造性を育む先進的な保育・教育を安定的かつ継続的に提供します。また、専門的なノウハウを活かし、時代に即した質の高い幼児教育を展開することで、次代を担うこどもたちの可能性を最大限に引き出す、安心・安全な保育体制の基盤を築きます。

■ 民間が実施していないサービスを公立施設が補完

民間保育園での対応が困難、または採算性の面などから実施が広まりにくいなど先駆的・専門的なサービスを公立が積極的に引き受け、地域のセーフティネットとして機能します。具体的には、一時預かりなどの特別保育事業、医療的ケア児や重度障害児の受け入れ、専門機関と連携した専門的な発達支援、虐待や生活困窮など家庭環境に課題を抱える児童へのセーフティネット対応などが挙げられます。これにより、誰もが取り残されない保育環境を地域に保障します。

■ 適正な定員規模を維持するための調整機能

少子化の進展や急激な人口動態の変化のなかで、地域全体の保育の需給バランスを最適に保つ役割を果たします。民間の参入状況や地域の児童数の増減を見極めながら、公立園の定員設定や分園の設置、統廃合などを弾力的に行います。民間主導の過度な競争や、特定の地域における保育枠の過不足を防ぎ、持続可能で地域の実情に即した適正な保育提供体制を長期的に維持・調整します。

IV 2 法人立保育園等と協働で行うこと（案）

■ 保育士の定着・確保

公立・法人立の垣根を越えて、加賀市全体で保育士を「育て、守り、働き続けられる」環境を協働で構築します。

（例）

- ・日々のケース事例の共有および保育者の交流
- ・働き方改革の推進（ICT利活用、ノンコンタクトタイムの確保など）

■ 公私相互補完による「地域子育て支援機能」の強化

再編によって公立園が減少・拠点化していく中、地域の子育て支援に空白を作らないよう、民間（法人立）の持つ柔軟なサービス力や施設資源を活用・最適化します。

- ・特別な配慮が必要な児童（インクルーシブ保育）への共同対応
- ・一時預かり、休日保育などの特別保育事業の実施継続
- ・コミュニティとのつながりを意識した保育の継続

V 1 実施方針（案）

【計画期間内における全体方針】

- 既存園以外の 0～1 歳児の受入れは行わない。
- 複数園の統合による新設は行わない。（既存園の利活用）
- 法人立の充足率をおおむね 70 %をキープできるようにする。

	現 行	改定方針	改 定 理 由	改 定 案
(1)	公立保育園の1クラスあたりの標準規模20人程度を目指す	再考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の質の向上とこどもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を目指すため ・ 保護者ニーズの多様化への対応のため ・ 従来「1クラス20人程度」という一律の基準を見直し、今後は質の高い保育を提供できる配置が必要ではないか。 	<p>質の高い保育を安定して提供できる体制を確保するため、3歳以上児1クラスあたり 15人程度を目指す。</p> <p>※これまでの3年間保育ビジョンの取組みの結果、最もこどもたちの創造性が育まれると考えられる数（4～5人×3グループ程度）</p>
(2)	再編は、児童数30人未満の小規模園を優先して行うこととし、最長で3年間を目途に統合する。	再考	4園以外は児童数が30人未満であること、急激な少子化のため3年間の目途を待たず、対応が必要ではないか。	再編は、計画期間内での迅速な対応を進める。

	現 行	改定方針	改 定 理 由	改 定 案
(3)	児童数30人以上、80人未満の標準未満園は、暫定的に継続することとし、児童数の推移を見ながら再編時期の検討を行う。	継続 又は 再考	(1)を踏まえ、100人を超えている定員の園においては、現行の方針でいくのか、その他の方針が新たに必要ではないか。	効率的かつ手厚い保育体制とするため、適正規模として定員数を1園あたり80人とする。
(4)	法人立保育園が乳児保育や特別保育を担ってきた歴史的背景や法人立保育園のキャパシティ、地域の児童数推計等を踏まえ、民間活力を効果的に活用しながら、法人立保育園・公立保育園の協働のもと、再編を実施する。	継続	—	法人立保育園が乳児保育や特別保育を担ってきた歴史的背景や法人立保育園のキャパシティ、地域の児童数推計等を踏まえ、民間活力を効果的に活用しながら、法人立保育園・公立保育園の協働のもと、再編を実施する。 なお、今後は民営化についても視野に入れて検討する。
(5)	再編は中学校区を基本とするが、再編後の公立保育園は地域の子育て支援の拠点施設と位置づける。	再考	・これまでの中学校区を基本とした設定から、生活圏域や保護者のニーズ等踏まえた設定が必要ではないか。 ・既存の地域資源の状況と公共施設マネジメントの視点も踏まえた跡地のあり方の検討が必要ではないか。 ⇒(6)で新規追加	これまでの「中学校区に公立保育園を1園」とする画一的な考え方を見直し、法人立園の設置状況や、保護者の勤務地・通勤ルートをはじめとする住民の生活圏域、利便性を踏まえ、「中学校区に公私協働で1園以上」の配置となるよう再編を実施する。

	現 行	改定方針	改 定 理 由	改 定 案
(6)		新規	<p>【施設の老朽化及び頻発化する自然災害への対応】</p> <p>施設の老朽化に伴う維持コストの増大と安全性低下、および近年の災害の激甚化・頻発化に対応が必要ではないか。</p>	<p>公立保育園の老朽化に伴う財政負担の軽減や、近年激甚化・頻発化する自然災害から子どもたちの命を守るため、施設の再編による財源の集中を図り、持続可能な修繕費の確保と施設の安全対策・防災機能の強化を推進する。</p>
(7)		新規	<p>【保育士の確保と定着（人材確保）】</p> <p>質の高い保育士を安定的に確保し、子どもたちに継続的で手厚い支援が必要ではないか。</p>	<p>IV 2「法人立保育園・認定こども園と協働で行うこと(案)」で記載</p>

V 2 公立保育園の休園基準等について(案)

【適正な集団環境の維持に向けた休園・協議の基準】

園の適正な集団環境を維持するため、新年度の入園申し込み受付後の児童数に基づき、以下のとおり対応します。

- 休園の基準 : 受付児童数が 10人未満 となった場合
- 協議開始の基準 : 受付児童数が 20人未満 となった場合
(今年度において既に20人未満となっている場合を含む。)
- 協議の方法 : 上記の協議基準 (20人未満) に該当する園ごとに、保護者説明会を実施し、休園に向けた協議を開始

再編スケジュール

現行計画開始

現在

計画（改定版）期間満了

(単位：園数)

校区	No	保育園	建築等	H28.4	R8.4	R9.4	R10.4	R13.4	R18.4
錦城	1	大聖寺	S63	4	2				
	2	錦城	S62						
	3	三木	R3.4閉園						
	4	三谷	H30.4閉園						
橋立	5	橋立	S48	1					
片山津	6	金明	R3.4閉園	3	1 (スワトン)				
	7	湖北	R3.4閉園						
	8	潮津	R3.4閉園						
	新	スワトン	R3開園						
東和	9	作見	S50	2					
	10	動橋	S50						
山代	11	加陽	H07	5	4				
	12	山代	R3.4閉園						
	13	庄	S52						
	14	勅使	S50						
	15	東谷口	H10						
山中	16	山中中央	S50	2	2				
	17	河南	S51						
合計				17	12	9	6	5	2~3



加賀市公立保育園再編基本計画（改定版）公表までの流れ（予定）

4月	保護者アンケート(公立・法人立)の実施
5月	法人立との協議(以後2回程度)
6月11日	第1回 健康福祉審議会 こども分科会(骨子案) (基礎データ、課題と対応(方向性)、保育者ヒアリング・保護者アンケート結果、国の動向) ワークショップの開催(地域)
7月30日	第2回 健康福祉審議会 こども分科会(素案)
8月21日	第3回 健康福祉審議会 こども分科会(最終案)
8月下旬	「加賀市公立保育園再編基本計画(改定版)」答申
8~9月	パブリックコメントの実施
9月中旬	公表
10月1日	令和9年度入園申込開始